

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第229号）

石川県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第19条第1項の規定により、令和5年8月25日付け諮問教職第235号で行った審査請求に係る諮問に対し、石川県情報公開審査会は別紙のとおり答申する。

答申の概要

1 審査請求人が行った公開請求の内容（以下「本件請求文書」という。）

石川県警金沢東警察署によれば、貴管理下、[特定の職員の氏名]に関し、令和5年2月24日付けで被疑者として同署に告発が受理されている。また、同署より令和5年6月19日付けで、検察庁に書類送検されている。この件に関して、実施機関が作成および受領した書類の全て。

2 公開請求に対する処分の内容

公文書の存否を明らかにしない決定（以下「本件処分」という。）

3 担当課（所）

教職員課

4 審査請求の経緯

公開請求	令和	5年	6月30日
本件処分	令和	5年	7月14日
審査請求	令和	5年	7月20日
諮問	令和	5年	8月25日
答申	令和	7年11月21日	

5 審査請求の趣旨

存否を明らかにし、本件請求文書の公開を求める。

6 審査会の判断要旨（詳細については、答申書本文を参照のこと。）

(1) 結論

本件処分は妥当である。

(2) 争点

実施機関は、本件請求文書の有無を明らかにすることは、条例第7条第2号において保護すべき情報を公にすることになるため、条例第10条を適用してその存否を明らかにすることはできないとの主張を行い、審査請求人は、存否を明らかにし公開すべきであると主張している。

(3) 審査会の判断理由

審査請求人は特定の職員の氏名を明示した上で、公開請求を行っていることから、本件請求文書の存否を答えることで明らかになるのは、当該職員が被疑者であるか否かという記述の有無（以下「本件存否情報」という。）である。一般に、被疑者に関する情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が規定する要配慮個人情報に該当し、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように、取扱いに特に配慮を要する情報とされている（同法第2条第3項）。

従って、本件請求文書は、存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第2号に規定する非公開情報を公開することになると認められるため、実施機関が行った本件処分は妥当である。

7 審議経緯

審査回数5回

答 申 書

令和7年11月21日

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、審査請求人が行った公開請求について存否を明らかにしない決定を行ったことは妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 公開請求の内容

審査請求人は、令和5年6月30日付けで、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、次のとおり公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（請求に係る公文書の内容（以下「本件請求文書」という。））

石川県警金沢東警察署によれば、貴管理下、[特定の職員の氏名]に関し、令和5年2月24日付けで被疑者として同署に告発が受理されている。また、同署より令和5年6月19日付けで、検察庁に書類送検されている。この件に関して、実施機関が作成および受領した書類の全て。

2 実施機関の決定

実施機関は、令和5年7月14日付けで、条例第11条第2項の規定により、存否を明らかにしない決定（以下「本件処分」という。）を行い、次の理由を付して審査請求人に通知した。

（存否を明らかにしない理由）

当該公文書の存否を答えること自体が個人のプライバシーの侵害となり、条例第7条第2号により非公開とすべき情報を公開することになるので存否を答えることができない。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和5年7月20日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、令和5年8月25日付けで、条例第19条第1項の規定により、当審査会に対して諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が審査請求書、反論書及び意見書において主張している内容は、概ね次のとおりである。

1 審査請求書

- （1） 実施機関は「条例第7条第2号」により明らかにしないとしているが、同様の請求において、一方、県は「存在しない」と明らかにしている。該当機関によって条例の解釈に恣意性を感じさせる結果であり、危険で不当な条例運用である。県が明らかにしているものを、実施機関は明らかにできない理由は存在しないのであるから、まずは公文書の存在を明らかにするべきである。なお、添付した人第347号通知において「公文書を保有していない理由」欄には、「当該文書は、『知事部局では』作成及び受領しておらず」と、わざわざ「知事部局では」と書いてあり、他の機関は作成及び受領していることを言外に示している。
- （2） 実施機関は、「個人のプライバシー」を文書在否の理由に挙げているが、被疑者として捜査を受け、前

歴者として記録が残った該当職員の行為は、職務上行われた行為である。職務上行われた行為について県民は「知る権利」を有する。条例第8条を適用され、個人情報を排除し、「条例第7条第2号」にある「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる」情報、および「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」情報については部分的に保護処理して、文書を公開するべきである。

2 反論書

- (1) 審査請求人は、実施機関に対し、同様の請求において、知事部局は「存否」を明らかにしていると指摘したが、これに対する弁明は一切なかった。

従って、実施機関は、知事部局との判断の齟齬について全て認めており、「存否を明らかにしない」ことに説明がつかないということである。

仮に、実施機関の決定が、条例第7条第2号の規定に基づいていると主張するのであれば、知事部局は、その条例に基づかない、誤った決定をして通知してしまったということであるから、それはそれで大問題である。

請求人は、最終的には、この知事部局の決定と実施機関の決定を並べて、どちらが正しいのかを問う行政訴訟を提起するつもりであることを付記する。

実施機関としては、同様の請求事案に対し、知事部局と異なる決定をしたことは問題ないと判断しているのか明らかにするべきである。

- (2) 実施機関は、公開請求の対象文書は、「該当者の捜査情報に関するもの」とするが、その該当者が「捜査されている」ことを、実施機関自らが認めている発言なのか明らかにされたい。それを明確にしないのに、「捜査情報だから明らかにできない」といえるはずもなく、信憑性に欠ける。

- (3) 地方公務員法に定める県職員の職務遂行上の行為は、公人としての行為である。従って、本請求の公開は、個人の権利利益を害すること以上に「公共の福祉」の理にかなっているものである。

職員が、裁判上のこととはいえ、一般県民に対し、「公文書偽造の疑い」のある文書で金銭を請求し、その件で県警曰く、県警より事情聴取され、いわゆる書類送検がなされた事実について情報を得ることは、県民の知る権利の範疇である。

実施機関は「捜査情報」だからという理由をつけているが、条例第7条第4号（公にすることにより、（中略）捜査（中略）に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報）とは判断しなかった根拠を明らかにするべきである。

また、実施機関が、全部公開によって、職員「個人」の権利利益を害すると判断したのであれば、非公開情報が記録されている部分とそれ以外の部分を分離し、原則公開の理念に基づいて、個人情報保護を施し、「個人」の権利利益を保護したうえで、非公開部分を除いて可能な限り公開すべきであることは言うまでもない。文書の存否すら明確にしないのは論外である。

- (4) 他自治体の事例とはなるが、平成27年8月4日、実施機関である名古屋市教育委員会は、管理下の小学校教頭が「書類送検」された件で、審査請求の対象となる公文書を一部公開（一部は非公開）と決定している。この事例から明らかなように、実施機関が文書の存否ですら明らかにしないことは、捜査情報だからという性質との関連性が全くなく、その内容について公開または非公開の判断をするべき性質のものである。このような他自治体の決定事例もあるのであるから、実施機関は即時、行政文書の存否をまずは明らかにし、当該文書に係る公開または非公開の処分をするべきである。

- (5) 審査請求人による本件公開請求は、当該職員に係る「書類送検」に関する書類全てである。つまり、

この事件を受けて、実施機関等が作成及び受領した書類も当然、含まれることとなる。実施機関等が作成及び受領した書類（情報）は、捜査情報ではない。原則公開の方針のもと、公費を使って作成及び受領された公文書であり、捜査情報だから個人の権利利益に害するという実施機関の判断は通用しない。

審査請求人は、当該職員に係る「書類送検」事件に関する書類全てと請求しているのであるから、言うまでもないが、「書類送検」事件の事実について、

①職員からの事情聴取について、および、聞き取り調査についての記録、及び関係者からの事情聴取、伝聞等

②職員の弁明書、もしくは、意見書等

③本件に関する職員の勤務校の記録及び勤務校からの報告書

④本件に関する実施機関の記録

なども全て公開を求めていることを、ここに確認する。

3 意見書

実施機関は弁明において、請求対象文書について「該当者の捜査情報に関するもの」との主張を展開し、公文書の開示を拒否している。しかしながら、この主張は明らかに事実と反しており、また法的にも誤った認識に基づいている。

まず、捜査情報とは本来、警察・検察などの捜査機関が収集・保有する情報であり、その性質上、特定の事案における捜査の支障を防止するために非開示とされうるものである。一方、本件において審査請求人が情報公開を求めているのは、県が保有する特定職員に関する職務上の情報であり、それは県の内部文書として保有・管理されているものである。したがって、それを「捜査情報」と一括りにして非公開の理由とすることは論理的に破綻している。

しかも、県自身は捜査機関ではなく、捜査情報の保有主体でもない。県が保有している情報は、あくまでも当該職員の人事・懲戒・勤務状況などに関する職務関連の情報であり、仮にその職員が県警の捜査対象となっていたとしても、それをもって全ての関連情報を「捜査情報」とみなすことは、過度に広範な解釈であり、情報公開制度の趣旨を没却するものである。

この点については、過去の審査会答申や判例でも一貫して厳格に限定的な解釈が取られている。たとえば、東京都情報公開審査会平成21年答申第263号では、「行政機関が保有する文書について、他機関による捜査の対象とされていることを理由に一律に非開示とすることは許されない」と明確に判示されている。また、神奈川県情報公開審査会平成26年答申第3号でも、「懲戒に関する調査資料が捜査機関に提供されたとしても、当該行政機関が保有する情報は引き続き情報公開の対象であり、非開示の合理的理由とはならない」とされている。

さらに、最高裁判例（最三小判平成13年3月13日・平成10年行ツ第135号）も、情報公開法における「不開示情報」の解釈について、明確な損害や支障の蓋然性がなければ非開示は認められないとしており、抽象的・画一的な非公開理由の主張を排している。

また、仮に当該職員に関する情報にプライバシー性が一部含まれていたとしても、それが公務に関連する行為である以上、公的人物としての説明責任や公的関心のもとに置かれるべきであることは言うまでもない。特に地方公務員法や服務規程に抵触する疑いのある行為に関連する情報であれば、県民の知る権利および行政の説明責任に照らして、原則として開示されるべきである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書において主張している内容は、概ね次のとおりである。

本件公開請求の対象文書は、該当者の捜査情報に関するものであり、その性質等を考慮し、当該請求に係る公文書が存在しているか否かを明らかにすることが、条例第7条第2号に規定する非公開情報の保護利益が害されると判断したものである。

よって審査請求人の主張には理由がないと考える。

第5 当審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものである。この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する県民の権利を十分に尊重しつつ、個人に関する情報がみだりに公にされないように最大限の配慮をしなければならない。

当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件請求文書について

本件請求文書は、特定の職員に係る告発に関して、実施機関が作成又は取得した文書である。

実施機関は、本件請求文書の有無を明らかにすることは、条例第7条第2号において保護すべき情報を公にすることになるため、条例第10条を適用してその存否を明らかにすることはできないとの主張を行い、審査請求人は、本件請求文書は公務員の職務上行われた行為に関する情報であるから、存否を明らかにし公開すべきであると主張していることから、条例第7条第2号の適用について検討を行う。

3 本件請求文書の存否に係る非公開情報該当性について

第7条は、「実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。」と規定しており、公文書の原則公開を規定したうえで、例外的に非公開とする情報として、同条第1号から第7号までを定めている。

第2号は、「個人に関する情報（略）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定する。

当審査会で検討したところ、審査請求人は特定の職員の氏名を明示した上で、公開請求を行っていることから、本件請求文書の存否を答えることで明らかになるのは、当該職員が被疑者であるか否かという記述の有無（以下「本件存否情報」という。）である。一般に、被疑者に関する情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が規定する要配慮個人情報に該当し、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように、取扱いに特に配慮を要する情報とされている（同法第2条第3項）。

従って、本件存否情報は個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものであり、当該職員の権利利益を害するおそれがあるから、第2号本文で規定する非公開情報に該当すると認められる。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、同様の公文書公開請求に関して、知事は不存在決定を行うことで存否を明らかにしており、対応に齟齬が生じている旨を主張しているため、その点について検討する。

当審査会において、審査請求人が知事に対して行った公文書公開請求書を見分したところ、本件公開請求とは、異なる人物に関する文書の公開を求めるものであった。さらに、知事に対する公開請求の対象人物については、当審査会事務局職員をして確認したところによれば、公開請求が行われた当時、知事部局に所属する職員の中にそのような人物は存在しないので不存在決定を行ったとのことであった。

5 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

なお、当審査会の小堀委員及び樫見委員は、審査会の了承を得て本件諮問案件の審議を回避した。

(審査会の処理経過)

年月日	内 容
令和5年 8月25日	実施機関から諮問を受けた（諮問教職第235号）。
7年 6月26日 (第356回審査会)	事案の審議を行った。
7年 7月15日 (第357回審査会)	事案の審議を行った。
7年 7月18日	審査請求人から意見書の提出を受けた。
7年 8月 7日 (第359回審査会)	事案の審議を行った。
7年 9月 3日 (第361回審査会)	事案の審議を行った。
7年10月16日 (第363回審査会)	事案の審議を行った。